

## 技能実習制度の即時廃止と外国人労働者の権利が擁護される制度を求める決議

2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において、新しい在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設することを内容とする出入国管理及び難民認定法の改正案が可決成立し、2019年4月1日より、「特定技能1号」による外国人労働者の受入れが始まった。これは、専門的・技術的分野以外のいわゆる「単純労働」の受入れは認めないという従来の政府方針を事実上転換したものである。

「特定技能」制度は、労働力の確保に急ぐあまり、外国人労働者の権利擁護に配慮することなく創設されてしまった。とりわけ、技能実習生制度でも問題になっている国内外のブローカーによる中間搾取については、全く制限を加えず野放しにされた。特に、「特定技能1号」は、家族帯同を許さず、通算5年で帰国せざるを得ず、定住化を希望する外国人労働者に帰国を強要するものであり、労働者を使い捨てにするものである。この制度が、決して外国人労働者の権利が守られた形での受入れ制度でないことは明らかであり、国内外のブローカー規制をはじめとした抜本的な改革が必要である。

ところで、「特定技能」制度により、事実上の「単純労働」の受入れ制度とされてきた技能実習制度は不要になったはずであるが、廃止されず存続することになった。なお存続することとなった技能実習制度は、「技能、技術又は知識の開発途上国等への移転」を図ることで国際貢献をするという美名のもとで、安価な外国人労働者を受け入れ、国内外のブローカーが中間搾取を行い、また、権利侵害があっても権利の主張ができない状況に置くものである。政府が建前として掲げる技術移転など、ほとんどなされていないのが実態である。

技能実習制度の下では、過大な家賃等の天引きにより最低賃金をはるかに下回る基本給しか払われなかったり、「時給300円」程度の残業代しか払われなかったりしており、しかも、原則として転職できないため権利を主張することができず、権利を主張すれば解雇されたり、強制的に帰国させられたりした技能実習生もいた。

このように、技能実習制度は、長年にわたり、人権及び権利侵害の温床になってきたところ、国会でもその問題点が取り上げられ、国内外のメディアからも強く批判され、経済団体も同制度を廃止すべきだという意見を公表するに至っているのであるから、同制度は直ちに廃止すべきである。

日本労働弁護団は、国内の外国人労働者を含む労働者、労働組合及び外国人労働者支援団体等とともに、技能実習制度の即時廃止を求め、また、外国人労働者の権利が擁護される制度を求めること、そして、労働組合による組織化を支援しつつ、外国人労働者の権利擁護のための闘いを行うことを誓い、ここに決議する。